クラウド型住宅履歴サービス「安心 R 計画」利用規約

「安心 R 計画」利用規約(以下、「本規約」といいます。)は、住宅所有者(以下、甲という。)の住宅の住宅履歴情報を、安心計画株式会社(以下、乙という。)が蓄積を引受け、乙が甲及び、甲が了解した者に対して当該住宅履歴情報を提供することに関し必要な事項を定めることと、クラウド型住宅履歴サービス「安心 R 計画」の利用に関して、お客様に同意を求める事項を記載したものです。本サービスのご利用にあたっては、本規約の内容をよくお読みください。

第1条 定義

本規約においては以下の定義を用いることとします。

- 1. 「住宅履歴情報」とは、住宅の設計・施工・維持管理・権利及び権利異動等に関する情報をいいます。
- 2.「安心 R 計画」とは、住宅の電子情報(当該電子情報を保管、提供する情報処理装置を含む)の管理・活用及び当該情報の利用を伴う住宅の維持保全に係る各種サービスの提供を含む、乙の仕組みの総称をいいます。
- 3.「情報登録者」とは、住宅履歴情報の蓄積・活用等について甲の委任を受けた者をいいます。
- 4.「住宅履歴協議会」とは、一般社団法人住宅履歴情報蓄積・活用推進協議会をいいます。

第2条 利用規約の変更と公表

- 1.乙は予告なくこの約款を変更することがあります。この場合には全ての提供条件は、変更後の約款によります。
- 2.乙は約款を変更するときは、乙の「安心 R 計画」ホームページより変更内容を通知します。

第3条 対象とする住宅履歴情報

- この規約の対象とする住宅履歴情報は、次の情報(電子化された情報に限る)とします。
 - 1.甲が作成した甲の住宅に関する情報
 - 2.甲が法令及び契約等に基づき引き渡された情報
 - 3.情報登録者が対象住宅の住宅事業を行うために作成した情報で、当該住宅を長期に使用するための各種事業活動で活用する、または活用が想定される情報

第4条 対象住宅の個体識別

- 1.乙は対象住宅に住宅履歴協議会から共通 ID として配布された個体識別番号を付し、これを用いて対象 住宅にかかる住宅履歴情報の受入れ、保管及び提供を確実かつ効率的に行うものとします。
- 2.乙は対象住宅が既存住宅への共通 ID の発行に当たっては、住宅履歴協議会に対象住宅に共通 ID の発行について確認し、対象住宅に既に共通 ID が発行されていた場合には、当該共通 ID によって対象 住宅の住宅履歴情報の受け入れを行うものとします。
- 3.乙は前2項により対象住宅に発行した共通 ID を情報登録者に通知するものとします。

第5条 情報登録者への委任

- 1.甲は前条に基づく方法等による対象住宅の住宅履歴情報の蓄積及び活用について、情報登録者へ委任することができるものとします。
- 2.甲は前項の委任を行ったときは、書面により乙に通知するものとします。

第6条 個人情報の取扱

- 1. 乙は、契約者の個人情報を以下の目的で利用することができます。
 - (1)住宅履歴情報の蓄積に必要な事務
 - (2)住宅履歴情報の活用に必要な事務
 - (3)住宅履歴情報の唯一性の確認に必要な事務
 - (4)契約者の本人確認に必要な事務
 - (5)第1条第2項乃至4項に定める利用目的
- 2.原則として、乙は前項に示す利用目的以外に契約者の個人情報を利用しません。ただし、前項に示す以外の利用目的について、契約者の同意を得た場合はこの限りでありません。
- 3. 乙は法令に基づく場合で必要と判断される場合、契約者の同意があるとき又は契約者に提供する場合を除き、契約者から取得した個人情報を第三者に提供しません。

第7条 利用契約の締結等

- 1.利用契約は、甲が当社所定の承諾書を当社に提出した時に成立するものとします。なお、甲は利用規約 の内容を承諾の上かかる申込を行うものとし、甲が申込を行った時点で、乙は甲が利用規約の内容を 承諾しているものとみなします。
- 2.乙は前項の規定にかかわらず、甲が次の各号のいずれかに該当する場合には、利用契約を締結しないことができます。
 - (1)利用契約に違反したことを理由として利用契約を解除されたことがあるとき
 - (2)利用申込書に虚偽の記載、誤記があったとき又は記入もれがあったとき
 - (3)利用契約に基づく債務の履行を怠るおそれがあるとき
 - (4)その他当社が不適当と判断したとき

第8条 利用期間

1.利用期間は、乙が住宅履歴情報を受入れた日から30年とする。

第9条 蓄積・活用にかかる料金と蓄積容量制限

- 1.この約款に基づく「安心 R 計画」の利用に関して、甲は乙に次の料金を支払うものとする。
- (1)住宅履歴情報登録料金 20,000 円
- (2)登録証明書発行手数料 1 棟につき 10,000 円
- 2.1棟あたりの蓄積容量は 500MB までとする。

第10条 料金の支払いとその義務

1.甲は、住宅履歴情報登録料金の料金及び消費税並びに地方消費税を、住宅履歴情報登録料金の料金に

あっては利用申込みを行った時、住宅履歴情報登録延長料金にあっては延長の意思表示を行った時、 住宅履歴情報登録延長料金にあっては当該手数料が発生するごとに、乙に支払うものとする。

- 2.前項の支払は、乙が指定する期日までに、乙が指定する方法によるものとする。
- 3.住宅履歴情報登録料金については、甲に代わって情報登録者が乙に支払うことができるものとする。
- 4.情報登録者が乙の「ウォークインホーム」ダイヤモンド会員の場合、第9条の第1項の料金は月5件まで無料とする。

第11条 変更等の通知

- 1.甲及び乙は、その住所、氏名又は名称若しくは代表者を変更したときは、遅滞なく書面にて相手方に通知するものとする。
- 2.甲は、次に掲げるときは、遅滞なく乙にその旨を書面により通知するものとする。
- (1)対象住宅の所有権を失ったとき(相続の場合を含む。)
- (2)対象住宅を除却したとき
- (3)情報登録者を変更したとき

第12条 利用の終了

- 1.甲及び乙は、相手方に対し1月前までに通知をすることにより、第8条の利用期間にかかわらず利用を終了することができるものとする。
- 2.乙は、次の事由があるときは、第8条の利用期間にかかわらず利用を終了することができるものとする。
- (1)前条第2項第一号及び第二号の通知があったとき
- (2)乙への料金の支払いがなされないとき
- (3)その他乙の社会的信用が不当に害されるなどのやむを得ない事由があるとき
- 3.乙は、前項各号により利用が終了するときにあっては、第9条の料金は返還しないものとする。
- 4.第1項又は第2項によりこの利用が終了されるときで、乙が第9条の料金の全部又は一部を受け取っていない場合は、乙は、甲に対して未払料金を請求することができる。

第13条 住宅履歴情報の預入

- 1.甲及び情報登録者は、第3条の対象住宅の住宅履歴情報について、当該住宅履歴情報の種別を明らか にして、乙に預け入れるものとする。
- 2.第3条の住宅履歴情報は、情報登録者が甲に代わって乙に預け入れることができるものとする。
- 3.乙は、前2項に従って受け入れた住宅履歴情報に過不足があると認められるときは、甲又は情報登録者に対して所要の助言を行うことができるものとする。

第14条 住宅履歴情報の著作者人格権等

- 1.甲は、第3条第2項の情報が活用される場合に、当該住宅履歴情報を生成した者が有する著作者人格権、 著作権その他の知的財産権を行使しないことについて、当該住宅履歴情報を生成した者に承諾を得る ものとする。
- 2 甲又は情報登録者は、乙に預け入れる対象住宅の住宅履歴情報のうち、当該住宅履歴情報を生成した

者が当該住宅履歴情報に有する著作者人格権、著作権その他の知的財産権を行使する可能性のあるものについては、対象の住宅履歴情報、著作者人格権、著作権その他の知的財産権を行使する可能性のある者の氏名又は名称等を明らかにして、預け入れに際して乙に通知するものとする。

第15条 住宅履歴情報の保管

- 1.乙は、甲及び情報登録者から受け入れた対象住宅の住宅履歴情報については、その内容について加工することなく、受け入れた状態で保管するものとする。
- 2. 乙が甲又は情報登録者から受け入れた住宅履歴情報の内容に誤りがあることが判明したときにあって も、乙は住宅履歴情報の内容について修正しないものとする。

第16条 住宅履歴情報の訂正、追加、削除

- 1.甲は、乙に対して蓄積情報の訂正、追加、削除を請求することができるものとする。
- 2.前項の請求は、甲の了解を得て情報登録者が行うことができるものとする。
- 3.乙は、前2項の請求があったときには速やかに対応するものとする。
- 4.乙は、蓄積された住宅履歴情報を甲の依頼なく訂正、追加、削除を行わないものとする。
- 5.乙は、甲又は情報登録者が蓄積した情報を確認することができるものとし、必要と認められ
- た場合は、甲又は情報登録者に情報の訂正、追加、削除を助言することができるものとする。
- 6.乙は、蓄積情報に虚偽であることが明らかな情報が含まれると判明した場合は、これを甲に通知し、第 1項の請求を行うことを求めることができるものとする。

第17条 保管情報の提供

- 1.乙は、甲に対し、保管している対象住宅の住宅履歴情報についてクラウド(Web)型住宅履歴サービス 「安心 R 計画」の利用により閲覧等の提供を行う。
- 2.甲は、乙に対し、保管している対象住宅の住宅履歴情報の情報登録者又は甲が指定する第三者へ提供することを請求することができる。
- 3.乙は、前項の請求があったときは、情報登録者又は甲が予め了解した第三者に対し、乙が定める方法等によって閲覧等による提供を行う。
- 4.第1項及び前項にかかわらず、乙は、甲が第12条の料金その他の支払を怠っているときは、保管している対象住宅の住宅履歴情報の提供を拒否できるものとする。

第18条 利用終了時の対応

- 1.乙は、第8条及び第12条の規定により利用が終了したときは、対象住宅の住宅履歴情報を甲に返却し、 又は、甲が了解するときはその全部又は一部を廃棄(電磁的情報保管媒体における情報の消去を含む。 以下同じ。)する。
- 2.前項で対象住宅の住宅履歴情報の保管媒体を甲に返却する場合、甲が、乙の定める期間内に返却に応じないときは、乙は、当該の住宅履歴情報を廃棄することができる。
- 3.乙は、乙に過失がなく甲と連絡がとれなくなったときは、利用終了後1月間を経過した対象住宅の住宅

履歴情報を廃棄することができる。

第19条 損害賠償

甲は、この約款による住宅履歴情報の蓄積及び活用に関して、自己の責めに帰すべき事由により相手方に 損害を及ぼした場合は、その損害を賠償するものとする。

第20条 協議事項

甲、乙及び丙は、この契約の規定の解釈に疑義を生じた場合、又は、この契約に定めのない事項に関しては、 信義誠実の原則に則って協議の上、解決を図るものとする。

第21条 専属的合意管轄裁判所

甲と乙の間で訴訟の必要が生じた場合、福岡地方裁判所を甲と乙の第一審専属的合意管轄裁判所とする。

2021 年 6 月 1 日 制定安心計画株式会社